

軍目付垣見一直と長宗我部元親 —軍目付研究の作業仮説—

津野倫明

(地域変動論コース)

はじめに

かし、近年公にされた一直宛元親書状を読むと、右のエピソードに対して疑惑を抱かざるをえない。

本稿では、軍目付一直と秀吉や渡海諸大名との諸関係および右の新出史料を検討することにより、エピソードの実否を確かめつつ、慶長の役における一直と元親との関係を考察してゆく。かかる事例研究をとおして、軍目付の実態や諸大名との関係を解明するための作業仮説を提示することが本稿の課題である。

豊臣秀吉は慶長の役に際して七名の軍目付（「目付」「横目」「奉行」）を任命した。^①諸大名に対しても軍目付がつけられる体制は「前の派兵時には見られなかつたものであり、慶長の役における大きな特徴」とされている。^②この軍目付の役割としては戦果を証明する鼻請取状の発給が指摘されているものの、^③慶長の役における軍目付の実態や監察対象である諸大名との関係は十分には解明されていない。本稿では、かかる研究状況をふまえて、軍目付の一人である垣見一直と長宗我部元親との関係を考察してみたい。^④

一直と元親との関係といえば、倭城普請をめぐる口論が一少なくとも長宗我部氏に関心を寄せている者の間ではよく知られている。後掲の『元親記』のエピソードでは、元親が感情をあらわにして一直と口論し、両者の関係は以前にも増して険悪になつたとされている。し

一 軍目付垣見一直と長宗我部元親との対立に関するエピソード

慶長二（一五九七）年、豊臣秀吉は慶長の役を開始するにあたり、部隊編成・在番体制とともに軍目付任命とその役割を渡海諸大名に告知した。^⑤

史料 A⁽⁶⁾

(前略)

一 釜山浦城筑（小早川秀秋）前中納言、御目付太田小源五在番仕、先手之注進無由断可仕事、

(中略)

一 先手之衆為御目付、毛利豊後守（重政）・竹中原源介（隆重）・垣見和泉守（一吉）・毛利民部大輔（友重）・早川主馬首（長政）・熊谷内蔵丞（直盛）、此六人被仰付候条、任誓紙之旨、惣様動等之儀、日記を相付候而、善惡共三見隠、聞隠さす、日々可令注進事、

一 諸事がうらい二ての様体、七人より御注進申上儀、正意ニさせらるへき旨、被仰聞候間、存其旨、縦縁者・親類・知音たりといふ共、ひいき・へんはなく、有様ニ可注進事、

(中略)

一 右七人之者共三七枚起請をかゝせられ、諸事有様之体可申上旨、被仰付候条、忠功之者ニハ可被加御褒美、自然背御法度族有之者、右七人申次第、不寄誰々、八幡大菩薩、可被加御成敗条、得其意不可有由断事、

(中略)

慶長式年二月廿一日

○ (秀吉朱印)

羽柴（島津義弘）薩摩侍従とのへ

ここに掲げたのは島津義弘宛の朱印状であるが、これと同内容の朱印状（写）が多数確認されており、⁽⁷⁾長宗我部元親も含む渡海大名すべ

てに発給されたとみなされる。これによれば、秀吉は釜山倭城在番（以下、適宜図1参照）の小早川秀秋の軍目付として太田一吉、「先手」の軍目付として毛利重政・竹中隆重・垣見一直・毛利友重・早川長政・熊谷直盛、これら計七名の軍目付を任命していた。このうち、毛利重政が慶長二年五月に朝鮮で病死したため、秀吉は同月二十四日あらたに釜山倭城在番の秀秋の軍目付として福原長堯を任命し、一吉を「先手」の軍目付に変更した。⁽⁸⁾

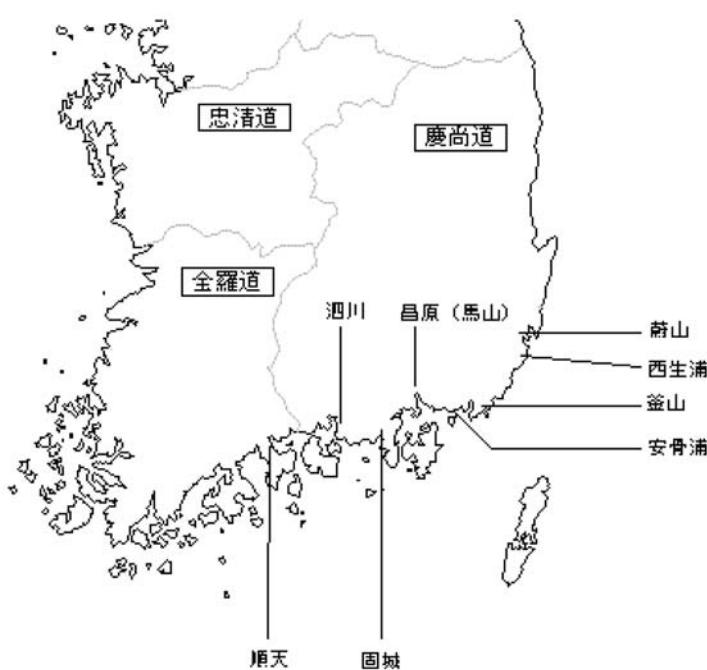


図1 関連地図

秀吉は「諸事かうらいニテの様体、七人より御注進申上儀、正意ニ

させらるへき旨、被仰聞候」と述べているように軍目付の注進こそを

正しいものとするとしており、また起請文も提出させたうえで「諸事有様之体可申上旨」を命じていた。そして、その注進にもとづいて「御褒美」「御成敗」すなわち賞罰を決することを宣言している。秀吉は朝鮮におけるいわば自身の耳目としての活動を軍目付らに期待していたのである。

それゆえ、諸大名は軍目付の注進に細心の注意を払うとともに、彼らを猜疑さえしていた。例えば、慶長二年一月、垣見一直・福原長堯・熊谷直盛の三名による注進を察知した宇喜多秀家らは注進の不都合な内容を弁明すべく固城合議において連署注進状を作成している。⁽⁹⁾

この連署注進状には秀家のほか藤堂高虎・脇坂安治・蜂須賀家政なども加判した。このうち家政は、後述のごとく戦線縮小論などに関する秀吉の判断を左右しており、諸大名は軍目付との関係悪化を招くような言動は慎んでいたはずで、長宗我部元親とて例外ではあるまい。ところが、軍目付一直と元親が対立関係にあつたとするエピソードを『元親記』は伝えている。このエピソードとりわけ泗川倭城普請をめぐる口論に着目した先学の指摘が存在する。しかし、ストーリーは戦線縮小論と密接にかかわるかたちで展開されており、この縮小論に関する部分はエピソードの信憑性を問ううえで看過しえないので、や

や長文となるが、エピソードのほぼ全文を掲げておく。

史料B⁽¹⁰⁾

其年十月中旬頃より島津番手の城(西川)そせんと言城普請、毛利壹岐守・中川修理亮(秀成)・池田伊予守(秀雄)・元親卿、此四頭請取也。御横目ハ垣見(一直)和泉守也。次此普請の間、こちやわん(昌原カ)と言城本へ大名衆集て談合有。意趣ハ、小西(行長)撰津守(了三)取出の城まと出過候間、川より此地へ引退候而可然候ハんとの評定也。元親ハ、まと取出候ハんとの談合ならハ可然。引退候ハんとの義ハいかゝとて、作病して出合給ハす。兎角皆々の談合極て、太閤様へ言上の状を認。各連判の時、元親へも頻に迎を越。其時右衛門太郎(長宗我部盛親)を名代に出し、連判ハせられす。案の如く、此注進不入御意、以外の外御腹立と有。已に元親ハ此連判に入と見へたり。新坐の用捨にや、無用とハ難言、必作病して右衛門太郎を名代に出し補ひつらんと思召候。誠一分の弓矢を取て武略の功を積りたる者ハ、左様にこそあれとの御感と有。此談合に無同心故、和泉守とも連々間あしく成。其後そせんの城普請の時、門脇の堀の狭間の切様三付、元親と和泉守と事々敷せきあひ有。和泉ハ狭間を上切らんと言、元親ハか様の所の狭間ハ人の胸の辺より腰のあたりを当て切たるかよく候と宣ひ、又和泉、さけて切てハ敵城の内を見入て悪かりなん、只上んと言。又元親卿、此門脇へ敵心安付て城中を看候ほとんに城の内弱くしてハ城ハもたるましきとからくと笑て、其方好ミのことく上ヶて切てハ敵あたまより上を可打かとて、元親卿杖を以鉄炮の構して

和泉に見せられ、惣別か様の事ハ我次第にめされよと、あら／＼と宣けれハ、和泉兔角の返答に及ハす。誠元親卿律義第一の人にて、御上使・御横目衆とあれハ頭を地に付懸懃に被仕候か、此時ハ以外なる存分にて有し也。其より弥挨拶悪く成行たり。（中略）元親卿ハ国元へも不寄給、直に大坂へ登出仕候時、加藤左馬（喜明）之助殿・有馬（晴信）玄蕃殿・元親卿父子、四人一度に御目見へ、此時攝津守取出の城の事被仰出、御感有。

このエピソードのうち泗川倭城（図2）の狭間をめぐる口論に着目して、山本大氏は「言葉荒く和泉守に一矢を報いたのであつた」と指摘するとともに、「律義第一の人」「懲勵の人」であるという評は、（中略）元親の人物の一面を物語つてもいよう」と推論している。^{〔1〕}

慶長の役で太田一吉の軍勢に従軍した慶念は渡海諸大名を題材に俳諧連歌を作成しており、これは彼らの人物像に関する貴重な同時代史料といえる。^{〔2〕}元親については「しと／＼とのへたま／＼ん／＼土佐のかミ」と詠んでいる。^{〔3〕}「しと／＼」の意は「物事をゆつくりときちんとするさま」であり、こうした元親の人となりに対する慶念の認識からすると、山本氏の推論は的を射ていよう。ただし、その元親が一直に対しても「言葉荒く」反論したのは事実であろうか。かかる疑問を覚えるのは、戦線縮小論に対する一直と元親の態度をはじめ史実と異なる記述が右のエピソードには多々みられるからである。そこで、次章ではエピソードの記述を検証してゆきたい。

二 『元親記』のエピソードの実否

エピソードを伝える『元親記』の成立は元親三十三回忌の年すなわち寛永八（一六三一）年であり、作者は高島孫右衛門正重である。正重は元親近習であつたとされ、慶長七（一六〇二）年からは山内氏に仕えた。『元親記』は元親三十三回忌に際して靈前に供えられており、関田駒吉氏は「此書若干記録に拠り編纂された形跡あるも、追悼忌に



図2 泗川倭城跡（2009年3月津野撮影）

迫られ倉卒の筆に成った憾みがないでもない。然し恭敬感慨の係る者で現今長宗我部氏に関する唯一の実録」と評している。^{〔15〕} 渡邊哲哉氏はこの評などをふまえつつ、「文章表現にも文学的な工夫が見られる」とから、生々しい実録というよりは、文学的側面のやや強い戦記物語であるといえよう」と評している。^{〔16〕} 先学の「倉卒の筆」「文学的な工夫」なる言辞が示すように、前章で掲げたエピソードの記述にも史実との翻譯がみられる。



図3 順天倭城跡（2009年3月津野撮影）

まず、そもそもエピソードの年代設定に誤りが存在する。『元親記』は一直・元親らの泗川倭城の普請を「其年十月中旬頃」としており、エピソードの前の記述からすると「其年」は文禄五（慶長元、一五六六年）にあたる。しかし、一直・元親の両人が慶長の役で渡海するのは慶長二年のことであり、また普請が開始されたのは同年一〇月のことである。^{〔17〕}

次に、口論の伏線である「小西摂津守取出の城」つまり順天倭城（図3）に関する「評定」の様子をみよう。^{〔18〕} 「こちやわん」は当時日本側が「ちやわん」と呼んでいた昌原（馬山）のことであろうが、順天倭城の存廃について諸大名が談合したのは安骨浦である。^{〔19〕} この談合に参加した面々は、慶長三年正月に次ののような連署状を作成した。

史料C^{〔20〕}

謹而奉致言上候、

一当表之儀、去年赤國御動之間〔全羅道〕二井邑と申所ニて各相談仕、多分ニ付て、御仕置之城所并御普請人數割等大方相究、其間申上候キ、併御城所之儀者、其以後城主共何も先々罷出、所柄弥見計相究、御普請被懸、相調申候、然者、今度蔚山表へ大明・朝鮮之人數罷出、其働見及申ニ付て、各人數之者共相談仕、多分ニ付而、已來之御仕置如此相究申度存趣之事、

一蔚山之儀、最前御左右次第三可相定と雖致言上候、能々吟味仕候へハ、所柄出過、難所川越ニテ、以來迄無心元所ニテ御座候間、如先々西生浦を先々加藤〔清正〕主計頭在番仕候ニ相究申、安芸宰相

人数之内五千人残置、普請申付候事、

一小西在城順天之儀、大河をへたて、路次筋難所ニテ手苦候て、
船付遠干潟に候へハ、自然之時、海陸共ニ加勢難成所ニテ御座
候之間、川東只今島津城泗川へ小西罷移、島津者固城へ被移候
ヘト申渡候、南海島之儀、順天被取入上者、海陸共ニ被入所と
各存知、から島瀬戸口之城計丈夫三被相残尤之由、申遣候、雖
然、小西行長
対馬守不致同心候、島津儀者、先手次第二可仕候
由候、此上者御詫次第二相究可申候事、

(中略)

一梁山之儀、是又第一城所惡、釜山浦之間、別而節所之間、自然
之時、人数之出入難成所柄ニ御座候間、如先々か亀浦とかひへ仕替、
彼地之儀ハ、当表東西之諸勢ミちすらと申、殊大河渡口ニ候間、
一城無御座候而者、不相叶ニ付て、右之分ニ相定、安芸宰相普
請申付、黒田甲斐守長政在番申渡候事、

一(中略)此等之趣、宣預御披露候、恐々謹言、

宇喜多秀家
備前中納言

正月廿六日

安芸宰相

家政
蜂須賀阿波守

高虎
生駒讚岐守

安治
藤堂佐渡守

安治
脇坂中務大夫

菅三郎兵衛尉

泰島彦右衛門尉

菅右衛門八

山口玄蕃頭

中河修理大夫

池田伊与守

長宗我部侍従

石田治部少輔殿

長束大藏大夫殿

増田右衛門尉殿

玄以
徳善院

諸大名は、前年の井邑会議で決定して秀吉にも上申済みの計画を変
更することにしたと言上している。⁽²²⁾ 変更の契機となつたのは「今度蔚
山表へ大明・朝鮮之人数罷出、其勧見及申ニ付て」とあるように、蔚
山の戦いであった。変更の内容は戦線東端の蔚山倭城と戦線西端の順
天倭城さらに梁山倭城の放棄、これにともなう在番者の移動を骨子と
しており、戦線の縮小を意味している。諸大名はいわば戦線縮小策を
連署状で言上したのであり、史料Cの差出書が示すように元親も加判
した。実際には、元親は戦線縮小論に同意していたのである。これは、
エピソードの記述とは異なる。史料Bによれば、元親は「小西摂津守
取出の城」を放棄する案をよしとせず、仮病をつかつて欠席し、連署
状作成に際しては子息盛親を名代として自身は加判しなかつとされて
いる。⁽²³⁾ つまり、エピソードでは元親は戦線縮小論に反対する立場をとつ

ていたことになっている。その一方で、一直は縮小論に同意していたかのように記されている。しかし、後掲の史料Fが直截に示すことく、

一直は縮小論を支持する側ではなく、その提唱者を秀吉に告発させしていた。以上から明らかのように、エピソードは順天撤退の賛否に関する元親・一直の立場を史実とは正反対の構図で描いている。よつて、元親が縮小論に同意しなかつたがゆえに、一直との関係が悪化したとする前段は荒唐無稽なのである。こうした史実の歪曲は、旧主元親の消極性を隠蔽し、さらには積極性を創出するための正重による操作であろう。

してみると、戦線縮小論をめぐる対立が前提となり発生したとされる一直と元親との口論もまた史実としての信憑性は乏しく、旧主元親を賛美すべく正重が創作した虚構とみた方がよさそうである。当然、その口論を機に以前にも増して険悪となつたとされる両者の関係もまた虚構であろう。ただし、慶念が詠んだ前掲の俳諧連歌からすると、「誠元親卿律義第一の人にて、御上使・御横目衆とあれハ頭を地に付殿勲に被仕候」とする部分は山本氏推論のごとく元親の人物像の一面を物語つていると考えられる。次章ではかかる元親の人物像だけなく、一直との関係も示す元親書状の検討を通して両者の交流を考察してゆきたい。

三 垣見一直と長宗我部元親の交流

次に掲げる史料は、近年公にされた垣見一直宛長宗我部元親書状である。

史料D⁽²⁵⁾

今度者懸御目、本望至極存候、御陣用意無緩申付候、未御在洛候哉、御前御沙汰承度存候、せかれ為 御目見罷登候、定而頓而御暇可被下候条、御乗船時分柄、其外委細被仰聞候ハヽ、可畏入候、每事於高麗可得御意迄候、恐惶謹言、

長土

卯月十九日 元親（花押）

垣泉州様

まいる人々御中

これを掲載した図録『長宗我部盛親』には次のような解説がある。

豊臣秀吉の直臣、垣見和泉守家純（一直・津野註）宛。朝鮮の陣では、渡海している諸大名の横目衆の一人として目を光らせた。平身低頭、律儀な元親が珍しく家純に反発したことがあり、以来不仲であつたという。書面のなかで、「せがれ御目見えのため」とあり、盛親が登城して秀吉に面会できるよう取次を依頼している点が注目される。

この解説が前掲のエピソードや山本氏の研究をふまえていることは明らかで、盛親「御目見」の依頼に注目しているように、右の書状から一直に対する元親の平身低頭ぶりを看取している。こうした元親の態度に関する見解を傾聴すべきであろう。ただ、年次比定がなされて

おらず、「以来不仲」とするエピソードとの関係に戸惑つてはいるが付度される。

まず、書状の年代を比定しておきたい。「御陣用意無緩申付候」「毎事於高麗可得御意迄候」なる箇所からは、元親が朝鮮渡海の準備を命じていたこと、また一直もほどなく朝鮮に渡海する予定であったことが知られる。かかる状況から想定しうる年代は、文禄の役もしくは慶長の役の開始時、すなわち文禄元（一五九二）年もしくは慶長二（一五九七）年である。一直は前者の段階では「弥五郎」、後者の段階では「和泉守」と称していた。よつて、宛所を「垣泉州」とする史料Dの年代は慶長二年と確定される。つまり、史料Dは一直の軍目付就任の約二カ月後に元親が送った書状である。無論、エピソードの場面よりも前のものである。⁽²⁸⁾

書状は書止文言の「恐惶謹言」、宛所の「様」が示すように厚礼であり、一直に対する元親の低姿勢ぶりが知られる。それは、元親が当時

う。

の一直の立場をよく理解していたからにほかならないまい。元親が「御前御沙汰」と述べているのは、具体的には盛親「御目見」の可否であり、それは元親が一直に正面した際に秀吉への取りなしを依頼した件であつたとみてよからう。一直是元親の要望を直接秀吉に取りなし、それにに対する秀吉の意思・命令を元親に伝達する立場にあつた。こうした一直と元親との関係を前提として、元親は「其外委細被仰聞候ハヽ、可畏入候」と一直に情報提供を丁重に求めており、この丁重さから「しとく」とされる人柄が偲ばれよう。

前述のことく、泗川倭城の普請は慶長二年一〇月に開始されていた。

盛親「御目見」は長宗我部氏にとって重要な意味をもつていた。當時の長宗我部権力は元親・盛親のいわゆる「二頭政治」体制であった。

市村高男氏は文禄三年以降に元親発給文書が減少し、盛親発給文書が急増する状況に着目して「この頃に元親から盛親へ事実上の代替わりが行なわれた」とみており、⁽²⁷⁾ 文禄三年に知行宛行権が元親から盛親に移譲されていた事実からすると妥当な見解であろう。⁽²⁸⁾ ただし、知行宛行権をのぞく大名当主としての権限は元親・盛親が共有していた。⁽²⁹⁾ ところが、盛親の通称は「右衛門太郎」であり、慶長四年五月の元親死去後もそのままであつた。大名世嗣や大名当主に相応しい官職が盛親に与えられたことはなく、盛親は秀吉あるいは豊臣政権から家督継承者として認知されていなかつたとみなされる。⁽³⁰⁾ かかる状況のもとでの盛親「御目見」は、認知につながる絶好の機会と目されていたはずである。このことも元親の低姿勢ぶりに影響を与えていたと考えられよう。

『面高連長坊高麗日記』によれば、同年一二月二七日在番の島津義

人々御中

弘・忠恒父子が入城し、泗川倭城では諸大名による祝宴が催されていたが、その日蔚山の戦いの急報が届いた。^{〔31〕}この急報に接した泗川の諸大名は救援のため蔚山の南に位置する西生浦にむかう。^{〔32〕}一直是軍目付熊谷直盛とともに翌年正月一日未刻に到着し、元親は中川秀成らとともに同日申刻に到着している。^{〔33〕}後述のことく、一直・直盛は蔚山の戦いにおける蜂須賀家政らの失態を秀吉に注進し、家政は秀吉に譴責される。すなわち、この戦いにおいても一直らは諸大名の軍事行動を監察していたのである。泗川倭城普請および蔚山救援における監察の一環であろう、今回の救援に際して一直は島津義弘にある指示を出していた。

史料 E ^{〔34〕}

当年之御慶珍重多幸々々、仍去極月廿二日、^{〔加藤清正〕}加主拘之蔚山新城ニ唐人相勵、籠城三及候由、極月廿六日到来候、就夫垣泉州^{〔垣見一直〕}始泗川御普請衆、各^{〔蔚山〕}うるさむ表之様ニ被打越候間、拙者も人数一分ニ可罷出之由雖申候、城主之儀者請取之城番堅可相勤之由被仰聞候、され共我々事者親子在之儀候条、一人者各御供仕、東表へ罷出、蔚山籠城之様をも見廻申度候由、垣泉州へ重疊申入候へ共、有間敷儀にて候由承候間、于今泗川ニ然与在城仕候、（中略）

羽兵

正月六日

義弘

（石田）忠治少様

これは島津義弘が石田三成に送った書状の写である。義弘は救援参加を申し出たのであるが、一直是「城主」として泗川に在番するよう言い聞かせた。これに対して義弘は自分たちは親子でいるので、いざれか一人は視察もかねて参加したいと重ねて申し入れたが、一直に「有間敷儀」と拒否され、指示どおり泗川在番にあたつた。この応酬からは、一直の義弘に対する指示の効力のほどが判明する。また、書状には一直が指示すること自体を不当と訴えるような義弘の言辞はみられず、三成宛である点からすると、義弘だけでなく三成ら豊臣政権首脳部のあいだにおいても軍目付一直の指示にしたがうべきとの共通認識が存在したとみてよからう。

こうした一直の指示とこれに対する義弘の態度をふまえるならば、元親が一直に物申し対立するような事態が発生していたとはやはり考えにくい。むしろ、次章で検討してゆく戦線縮小論に関する秀吉の賞罰からすると、元親は平身低頭ぶりを堅持していたと考えるべきなのである。

四 戰線縮小論に関する垣見一直らの注進と秀吉による賞罰

エピソードは仮病をつかつて連判しなかつた元親の機転に秀吉が感心し、元親帰國後の御目見のおり戦線縮小論に同意しなかつたことを賞したとするが、実際には元親は同意していた。この縮小論に関する

垣見一直らの注進とそれにもとづく秀吉による賞罰をみてゆきたい。

縮小論に關しては、提唱者とみなされた大名や彼らに同意した軍目付が秀吉の譴責をうけたことになった。⁽³⁵⁾

史料F⁽³⁶⁾

幸便之条令啓上候、帰朝之剋者、色々得貴意、快悅至極候、

一我等三人事、去二日三御目見仕、翌日、於朝鮮去年以來之儀、

御尋被成候条、具申上候、

一蔚山へ唐人取懸三付而、後卷之次第、唐人越河、少々山ニ雖乘

揚候、蜂須賀阿波守・黒田甲斐守^(家政)、其日之先手之當番ニ乍有、

合戦不仕趣申上候処二、臆病者之由、御詫被成、御逆鱗不大

形候、

一御手先之城共、可引入由、各言上仕候儀、言語道断、曲事三思

召旨、御詫被成候、私通申上候者、不聞召以前より島津^(義弘)・

小西^(行長)・対馬守三人之城引入、御為三可成族三人之城主、私体方

へも、度々二書状を越申候へ共、不受、御詫、為下御城引入儀、

不及覺悟趣、三人之城主も返事仕候ニ付而、其以後各失手言上

為仕儀候、即此書状、談合衆并早主^(早川長政)・竹源^(音隆重)・毛利民書状ニテ御

座候とて、懸御目候処、猶以、御逆鱗被成、三人之城主共同心

不仕儀、丈夫ニ思召、事之外、御感被成候、阿波守・甲斐守儀

者、後卷之合戦を不仕、臆病者と思召候ニ、剩御先手之城可引

入興行人、旁以取分対阿波守曲事ニ思召候、只今進退可被取消

儀候へ共、永被加御思案之間、追而様子被仰出迄者、可致在国

候、甲斐守是も後卷之合戦をへり、臆病者、殊主居城之所さへ不見定、不顧諸卒之苦勞、無詮城共仕捨候儀、曲事不淺雖思召候、先被加御思案之条、進物之儀者不及申、御注進等之一通も進上不可仕候、様子追而可被仰出候、次早川主馬頭・竹中源介・毛利民部太輔事、為御目付之身、相加惣談、御城可引入族、城主方へ遣書状、同御目付之間へも遣書状儀、第一之曲者と思召間、召寄御成敗有度雖思召候、是も御思案被成候間者、豊後二可有之候、右之様子、彼者共方へ奉行三人、彈正相加、可申遣旨被仰出候、

(中略)

福右馬

五月廿六日

長堯(花押)

垣和泉

一直(花押)

福右馬

熊内藏(花押)

羽兵庫殿

島又八郎殿

人々御中

これは帰國した軍目付一直らが朝鮮在陣中の島津義弘・忠恒父子に對して發給した連署状である。最初の条で述べられているように、慶長三年五月三日に一直らは秀吉に昨年來の戰況を報告した。蔚山の戰いとそれを契機に浮上した戰線縮小論に關する報告がなされ、これに

もとづいて秀吉は賞罰を決している。

史料Cの連署者のうち、史料Fにおいて譴責が確認されるのは蜂須賀家政のみである。史料Fによれば、一直らが秀吉に提出した証拠は「談合衆并早主・竹源・毛利民書状」であり、史料Cには連署していない黒田長政も譴責されている。長政も「談合衆」として加判していたのであるう—史料Cは写なので、長政ら複数の大名の署名が書き落とされた可能性が高い—。史料Fによれば、蔚山の戦いにおける消極性から「臆病者」とみなされ、譴責の対象となっている。また、早川長

政・竹中隆重・毛利友重らは「軍目付」という立場がとくに問題視され、「第一之曲者」とみなされた。史料Cの家政以外の連署者に対する譴責が確認されないことからすると、家政・長政そして三人の軍目付はいわゆるスケープゴートにされてしまったのである。⁽³⁷⁾

たしかに、戦線縮小論に同意した大名すべてが譴責されたわけではない。しかし、もし一直と元親との関係が泗川倭城の口論を機に以前にも増して険惡になつていたならば、縮小論への同意は不問に付されはしなかつたであろう。かかる観点にたち、秀吉による賞罰をさらに検討してゆきたい。

秀吉は譴責の一方で、縮小論に同意しなかつた大名を賞しており、その判断もやはり一直らの報告にもとづいていた。

史料G⁽³⁸⁾

(前略)

一朝鮮之儀ハ此方ニ御座候内にて候つる也、定而可被聞候、福原
（長堯）右馬介・熊谷半次など被罷上様体被申上、蜂阿・黒甲ハ御せつ
かんにて御前へ不被出候、兵庫ハ無異儀候、加藤左馬へハ被成
御朱印、是より以前之儀又今度之働天下無双の武辺之由、御感
狀ニ候、領知とも四万石御加増ニ候、切々御取成之故と存候、
右馬介も四万石之御加増ニ候、

（中略）

五月廿日

於草津

前田利家
亞相貴公

これは西笑承兌が前田利家に送った書状の案である。秀吉が蜂須賀家政・黒田長政を折檻し、自身との面会も禁じたとされており、こうした譴責は史料Fの内容と一致している。よつて、「福原右馬介・熊谷半次など」とは、五月三日に秀吉に報告した一直ら三名にはかなるまい。ここで、史料Fとの関連で注目されるのは、島津義弘について「無異儀候」とわざわざ報じていることである。それは史料Cによつて、「摂津守・対馬守不致同心候、島津儀者、先手次第三可仕候由候」と秀吉に伝えられていたためである。諸大名が戦線縮小策を言上した

段階では、小西行長・宗義智は策に同意しなかつたが、義弘は「先手次第」として判断を保留したと伝えられていたのである。史料Cによれば、縮小策では順天倭城の放棄にともない、同城から行長らが泗川倭城に移り、泗川倭城の義弘は固城倭城に移動することになつていた。

それゆえ、義弘は行長らの判断次第であるとし、縮小策そのものに対する賛否を保留していた。しかし、史料Fによれば、「三人之城主共同心不仕儀、丈夫ニ思召、事之外 御感被成候」とあるように、義弘は行長・義智とともに縮小策に同意しなかつたと報告され、それを秀吉は賞したのである。承兎の「無異儀候」なる発言は、積極的に反対した行長らと異なり、義弘の場合は罰の対象になる危惧が存在したことを見している。確かに、賛否の保留は同意を意味しない。これを「手次第」と報告するのと、「同心不仕」と報告するのとでは大きなかがいがあろう。史料Fの冒頭の「帰朝之剋者、色々得貴意、快悦至極候」なる文言は、義弘がこの点への配慮を帰国間際の一直らに依頼していることを示唆しているよう。一直らは、自らの報告により首尾よく事なきをえただけでなく、秀吉が賞したことを史料Fで報じているのである。

ただし、軍目付らとの関係が一度険悪になりながらも、秀吉により賞された例がある。それは、史料Gに登場する加藤嘉明の例である。嘉明は慶長二年七月におきた唐島の戦い（巨濟島の海戦）に際して、「御法度之御朱印之旨」に背き、また戦闘に参加した諸大名との約束に違反しただけでなく、諸大名や軍目付に悪口をはいた。⁽⁴⁾ 一直ら軍目付は七月一九日付連署状で「御為を存候故、各も奉行中も堪忍仕候、以來於御前御尋之時は、有様ニ可申上候」と嘉明に通告した。⁽⁴⁾ 諸大名そして軍目付も嘉明のことを思うがゆえに今回の件については堪忍することにし、これ以降はありのまま秀吉に報告すると通告したのである。慶長の役の緒戦においてはやくも、「善惡共ニ見隠、聞隠さず、日々可令注進事」なる秀吉の命令が現地の裁量によつて骨抜きにされていた事実は興味深い。ただ、ここで関心をむけたいのは、嘉明と軍目付らとの関係が一度険悪になつていていたことである。しかし、この件は尾を引かなかつたようで、軍目付らは嘉明にむしろ好意的であつた状況

のよう心がけていたはずである。蔚山の戦いのおりに一直の指示にしたがつたことが示すように、義弘は一直に忠実であつた。そうした日頃の態度が今回も功を奏したのであろう。してみると、一直と元親との関係が険悪であったとはやはり考えにくい。縮小策に同意した元親が譴責されていないのは、一直と良好な関係を保つていたからであろう。もし、そうでなければ、縮小論に関してだけでなく、一直らが監察にあたつた蔚山の戦いに関しても、格好のスケープゴートになつていたであろう。

義弘の場合には戦線縮小とともにならう移動対象の「城主」であつたため、とくにその態度が注視されたのであろうが、賛否の保留すら罰の対象となる危惧が存在した。よつて、縮小論への同意が史料Cにより判明していた元親らの場合は罰の対象となりえたはずである。それが回避されたのは、前記の五名がスケープゴートに選ばれたからであり、この秀吉の判断は軍目付らの報告にもとづいている。五名のうち蜂須賀家政・黒田長政・早川長政は秀吉死後の慶長四年閏三月、蔚山の戦いに関する軍目付の報告は「不相届」なる理由で復權する。⁽⁵⁾ 軍目付の報告には恣意性が存在したわけで、諸大名は軍目付との関係を損なわぬ

が観察される。⁽⁴²⁾ 嘉明は軍目付との関係改善に成功したのである。ただし、縮小論の賛否をめぐっては軍目付間に分裂が生じていた。

史料F

にあるように長政・隆重・友重らは賛成派であり、一方彼らを告発した一直らは反対派であった。⁽⁴³⁾ よって、嘉明はじめ諸大名が軍目付の両派いずれかと対立せざるをえない構造が存在した。嘉明の場合は、以下の史料H・Iが示すように、後者すなわち反対派に与した。

史料Gでは秀吉が嘉明に「以前之儀又今度之働天下無双の武辺之由」の朱印感状を発給し、四〇〇〇〇石の加増も決定したとされているが、この史料Gからは嘉明の具体的な功績は知りえない。しかし、秀吉が発給した朱印感状にはそれが明示されている。

史料H⁽⁴⁴⁾

猶以帰朝候者、直此方へ先可罷上候、被成御対面、御直ニ被仰聞、頓国へ可被遣候也、

其方事先年於江北柴田合戦刻、一番鑓ヲ仕候付而、為御褒美御知行一廉被成御加増候、其以後於朝鮮數度番船切捕、無比類動手柄段、不可勝計候、殊今度順天・蔚山兩城可引入由各連判仕候へ共、不致加判神妙覺悟、御感不斜候、依茲手前御代官所、有次第參万七千百石為御加増被下候、本知六万石千石、都合拾万石、内壹万石無役、玖万石軍役可仕候、國持ニ臆病者有之者、被成御闕所、猶以國主ニ茂可被仰付候、如此被仰出上者命ヲ全仕、可致忠節候、自然乘調義、聊爾之動不仕、無越度様、可令覺悟候、猶德善院・^(前田玄以) 浅野彈正^(長政)少弼・増田右衛門尉^(長盛)・長束大蔵太輔^(正家)可申候也、

慶長参

五月三日 ○ (秀吉朱印)

加藤左馬助とのへ

宛所・年月日からして、これを史料Gの「御感状」に該当するものと判断することに異論はなかろう。⁽⁴⁵⁾ まず、秀吉は天正一一(一五八三)年の賤ヶ岳の戦いにおける「一番鑓」とそれに対する褒賞、朝鮮出兵における海戦での功績について述べている。秀吉は、こうした功績のなかでもとくに戦線縮小策に関する連判状に加判しなかつたことを賞し、それゆえ恩賞として三七一〇〇石の加増を決定するとともに、もし国持大名で臆病者がいたならばその所領を没収して、かわりに嘉明を国持大名にする腹案も提示している。秀吉が臆病者の国持大名として念頭においていたのは、史料Fに登場する蜂須賀家政らにほかなるまい。秀吉が戦線縮小論への賛否を賞罰の基準としていかに重視していたかが知られよう。次の史料はこうした点をさらに明瞭に示している。

史料I⁽⁴⁶⁾

急度申入候、今度於朝鮮數度之御手柄被聞召付、御感不斜候、就其御代官所有次第為御加増被遣候、被任 御朱印之旨、可有御拝領候、此御文言御書ニ被成候故、無帰朝已前ニ被遣事候、誠御面目之至候、第一順天・蔚山可引入由、各以連判雖被申候、其方無加判段、是又神妙ニ被思召之由、重畠忝御意共候、早々此 御朱印御前より持遣事候、御帰朝候者直ニ此方へ御参候て尤候、猶御

意趣以面上可申入候条、書中不申得候、恐惶謹言、

長大

五月三日 正家（花押）

加左馬様

人々中

これは史料Hとともに嘉明に届けられた長東正家の書状であり、史料Hの発給およびその送付の経緯について報じている。ここで注目されることは、嘉明の功績のうち縮小論に関する連判状に加判しなかつたことが「第一」とされている点である。先の史料Fでみられた、縮小論賛成派の軍目付らに貼られたレツテル「第一之曲者」とまさに対称的である。すなわち、縮小論への賛否は秀吉にとつて極めて重要な評価基準だったのである。そして、嘉明が縮小策に同意しなかつたことを報告したのは、史料Gの記述と史料H・Iの日付が示すように一直らであつた。彼らは縮小論を提唱あるいはこれに同意した諸大名らを告発する一方で、同意しなかつた嘉明の功績を称賛したのである。嘉明と賛成派の軍目付との間には確執が生じていたであろうが、当然ながら反対派の軍目付との間にはそれはなかつたはずであり、嘉明は今回のような恩賞をえたのである。

以上のような、戦線縮小論に関する一直らの注進とそれにもとづく秀吉の賞罰からすると、もし一直と元親との関係が口論を機に以前にも増して険悪になつていていたならば、縮小論に同意した元親はただでは済まなかつたはずである。もとより、『元親記』のエピソードのように

「摂津守取出の城の事被仰出、御感有」などといったことはありえないが、元親が秀吉に譴責されなかつたのは事実である。それは、一直らが元親同意を論わなかつたからにほかなるまい。一直と元親が険悪な関係にあつたとは考えられず、盛親の家督継承問題も勘案するならば、史料Dの元親書状から看取された平身低頭の態度を元親は堅持していたと考えるべきである。してみると、『元親記』の「御上使・御横目衆とあれハ頭を地に付懸懃に被仕候」なる部分こそ当時の元親の実像とみてよからう。しかしながら、元親三十三回忌に際して『元親記』を執筆した旧臣正重には、ただただ平身低頭する旧主の姿をそのまま描くことはできなかつたのであるう。狭間をめぐる口論の虚構は、軍目付一直に対する元親のルサンチマンの代弁として感受すべきであるう。

おわりに

本稿では、軍目付垣見一直と秀吉や渡海諸大名との諸関係および新出の長宗我部元親書状を検討することにより、『元親記』のエピソードの実否を確かめつつ、慶長の役における一直と元親との関係を考察してきた。一直是盛親「御目見」のセッティングを元親から依頼された事実が示すように、秀吉に近侍しうる存在であった。慶長二（一五九七）年二月、秀吉はその一直を朝鮮において自身の耳目として活動する軍目付に任命した。実際、渡海した一直は泗川倭城普請や蔚山救援

において諸大名の行動を監察しており、慶長三年五月には帰国して秀吉に蔚山の戦いや戦線縮小論について注進する。前者に関しては蜂須賀家政・黒田長政が消極的であったと報告され、後者に関してはこの兩人が「興行人」として、与した軍目付早川長政ら三名とともに告発された。同時に、加藤嘉明や島津義弘が縮小論に同意しなかった功績者として報告された。秀吉はかかる注進にもとづいて、家政ら五名を譴責する一方で、嘉明らを賞し、嘉明には恩賞として三七一〇〇石を加増する決定をくだした。このような直らの注進とそれにもとづく秀吉の賞罰からすると、諸大名は一直らとの関係悪化を招くような言動は慎んでいたはずである。

元親の場合は、盛親の家督継承問題もかかえており、その盛親の「御目見」の件を一直に依頼していたことからすると、なおさらであろう。元親が縮小論に同意しなかつたがゆえに、一直との関係が悪化したとするエピソードの前段は荒唐無稽であった。当然、この関係悪化を前提として発生したとされる泗川倭城の狭間をめぐる口論、そしてこれを機に以前にも増して険悪となつたとされる両者の関係もまた虚構である。もし、一直との関係が険悪になつていていたならば、実際には縮小論に同意した元親が無事で済んだとは考えにくいからである。口論の虚構は軍目付一直に対する元親のルサンチマンの代弁として感受すべきであり、元親自身の書状から看取された平身低頭の態度—旧臣正重も「御上使・御横目衆とあれハ頭を地に付懲懲に被仕候」と吐露した態度—を堅持していたと考えるべきであろう。

最後に、右のような事例研究をとおしてえられた知見をふまえて、軍目付の実態や諸大名との関係を解明するための作業仮説を提示しておきたい。

①秀吉は朝鮮における自身の耳目としての活動を軍目付に期待していた。盛親「御目見」の件が示すように一直は秀吉に近侍する存在であり、こうした秀吉との関係があつたからこそ、軍目付に任命されたのである。すなわち、秀吉に近侍しうる人物であることが軍目付擢の必要条件の一つとして仮定される。

②秀吉は軍目付に起請文も提出させたうえで「諸事有様之体可申上旨」を命じていた。ところが、唐島の戦いに際して嘉明が「御法度之御朱印之旨」に背き、また戦鬪に参加した諸大名との約束に違反しただけでなく、諸大名や軍目付に悪口をはいた一件は秀吉に注進されなかつた。⁽⁴⁸⁾これは「善惡共ニ見隠、聞隠さず、日々可令注進事」なる秀吉の命令が緒戦の段階すでに遵守されなかつたことを示している。また、蜂須賀家政らの譴責とその後の復権からは軍目付の注進の恣意性が看取される。これは「ひいき・へんはなく、有様ニ可注進事」なる秀吉の命令が遵守されなかつたことを示している。すなわち、軍目付らは①でみたような秀吉の期待どおりの活動に終始していたのではなく、注進にあたつて情報を操作していたと仮定される。

③ただし、右の譴責や加藤嘉明に対する恩賞が示すように、秀吉が軍目付の注進にもとづいて「御褒美」「御成敗」すなわち賞罰を決したのは事実である。そのためであろう—また、②の状況も一因であろう—。

蔚山救援の際に泗川残留を一直に指示された義弘はそれにしたがつている。この事例からすると、秀吉は軍目付への軍事指揮権の付与は宣言していないが、実際には諸大名に対する軍目付の軍事指揮権が発生していたと仮定される。

(4) 元親が一直に対する平身低頭の態度を堅持していたとみる私見および右の①～③のような仮定が妥当ならば、諸大名は軍目付に屈従していたと仮定されよう。

(5) 戰線縮小論をめぐつて軍目付らは賛成派と反対派に分かれ、後者の一直らは前者の面々を容赦なく告発した。こうした事実は軍目付間にも確執が存在したことを示している。すなわち、軍目付は渡海諸大名も巻き込みながら徒党を形成していたと仮定される。

これらがあくまで作業仮説であること、すなわち今後の課題が山積されていることを銘記しつゝ、擱筆したい。

(2) 中野等「慶長の再派兵」『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館、二〇〇六年。

(3) 前掲北島著書および同『壬辰倭乱と秀吉・島津・李舜臣』(校倉書房、二〇〇二年) 参照。なお、鼻請取状および請取鼻数に関する論考としては、藤木久志「朝鮮侵略」(佐々木潤之介編『日本民族の歴史3天下統一と民衆』三省堂、一九七四年)、同『日本の歴史第15卷織田・豊臣政権』(小学館、一九七五年)、琴秉洞『耳塚(増補改訂)』(総和社、一九九四年、初版一九七八年)、丸山雍成「唐津街道と耳塚・鼻切り」『交通史研究』第四六号、二〇〇〇年)などがある。

(4) 垣見の実名に関しては家純・家紀も流布しているが、慶長の役とくに慶長二年七月月中旬から慶長三年五月下旬にかけては一直であつたことが確認されるので、本稿では一直と呼ぶことにする。この垣見も含めて本稿において使用する軍目付の実名については拙稿 a 「慶長の役における軍目付の実名について」(『ぐんしょ』再刊第五四号、二〇〇一年) 参照。

(1) 北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』(そしえて、一九八二年)、

同『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、一九九〇年)、

同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』(吉川弘文館、一九九五年)など参照。

軍目付に関しては「目付」「横目」「奉行」など様々な呼称が史料上確認されるが、本稿では北島氏の研究にならい軍目付と呼ぶことにする。

註

(5) 前掲北島『朝鮮日々記・高麗日記』など参照。

(6) 『大日本古文書島津家文書』四〇二号。

(7) 三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』(私家版、一九八九年)、同『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』(私家版、一九九六年) 参照。なお、本稿執筆にあたり秀吉朱印状(写)の検索に両書を利用した。

(8) 慶長二年五月二十四日付秀吉朱印状写(福原長堯宛)(東京大学史

料編纂所架蔵レクチグラフ「成簣堂古文書」)。

(9) 拙稿「朝鮮出兵と西国大名」(佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年) 参照。

(10) 『土佐国群書類從卷四』(高知県立図書館、二〇〇一年) 所収。

(11) 山本大『長宗我部元親』(吉川弘文館、一九六〇年) 二四三～二四五頁。

(12) 以下、拙稿 b 「長宗我部盛親の家督相続」(図録『長宗我部盛親』高知県立歴史民俗資料館、二〇〇六年) 参照。

(13) 『朝鮮日々記』(『朝鮮日々記を読む』法藏館、二〇〇〇年)。

(14) 『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)。

(15) 関田駒吉『関田駒吉歴史論文集下』(高知市民図書館、一九八一年)。

(16) 渡邊折哉「解説」(『土佐国群書類從卷四』)。

(17) 拙稿 c 「慶長の役(丁酉再乱)における長宗我部元親の動向」(黒田慶一編『韓国の倭城と壬辰倭乱』岩田書院、二〇〇四年)。

(18) 北島万次「小西行長が在陣した順天倭城の昨今」(『日本歴史』第七四三号、二〇一〇年) は、図3として掲げた写真の奥に写っている天守台は「作り替えられて」おり、「当時の石垣普請の技術の跡が隠れてしまつた」と復元作業の問題を指摘している。図2 の泗川倭城跡についても同様の問題があるう。

(19) 『黒田家文書第一巻』(福岡市博物館、一九九九年) 二五号など。

(20) 安骨浦会議については伴三千雄「文禄慶長役数次の軍議」(『歴

史地理』第四〇巻第一号～第四号、一九二二年) 参照。

(21) 『大日本古文書島津家文書』一二〇六号。

(22) 井邑会議については前掲伴論文、拙稿 c 参照。

(23) 戦線縮小論と秀吉の反応については、前掲北島『豊臣秀吉の朝鮮侵略』、笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年) 参照。

(24) 朝鮮農民支配のために掲げられた諸大名連署の慶長二年九月日付榜文には元親ではなく盛親が署名しており(『大日本古文書島津家文書』九七一号、九七二号、九七三号など)、この時盛親は元親の名代であったと考えられる(拙稿 b)。おそらく、エピソードの名代に関する記述はこの榜文作成に仮託して創作されたのであるう。

(25) 前掲図録『長宗我部盛親』五九号。この個人蔵の元親書状は高知県立歴史民俗資料館の寄託資料となつていて。

(26) 前述のごとく、『元親記』はエピソードを文禄五年かのように記述しているが、慶長二年の誤りである。

(27) 萩慎一郎・森公章・市村高男・下村公彦・田村安興『高知県の歴史』(山川出版社、二〇〇一年)。

(28) 拙稿 b。

(29) 平井上総「豊臣期長宗我部氏の二頭政治」(『長宗我部氏の検地と権力構造』校倉書房、二〇〇八年)。拙稿 bでは、知行宛行権以外の権限も移譲されてゆくが、元親が一定の権限を行使し続けて

いたと指摘した。しかし、こうした移譲論よりも平井論文提示の共有論の方がより実態を把握しているようである。

号。

(30) 拙稿 b。

(31) 『面高連長坊高麗日記』(『改定史籍集覽第二五冊』近藤活版所、一九〇二年)。

(32) 元親らの蔚山救援については、拙稿 c 参照。

(33) 『大日本古文書浅野家文書』二五五号。

(34) 『鹿児島県史料旧記録後編三』(鹿児島県、一九八三年) 三五五号。なお、義弘は蔚山の戦いの急報が一二月二六日に泗川に届いたと述べているものの、『面高連長坊高麗日記』は前述のとく一二月二七日のこととしている。

(35) 以下でみてゆく秀吉による譴責については、前掲笠谷著書、拙稿 d 「蔚山の戦いと秀吉死後の政局」(『ヒストリア』第一八〇号、二〇〇二年) 参照。

(36) 『大日本古文書島津家文書』九七八号。史料中に二箇所ある「族」の傍註「様力」は、前掲笠谷著書による。

(37) 朴鐘鳴訳注『看羊錄』(平凡社、一九八四年) 一六八頁によれば、蔚山の戦いにおける消極性に関しては藤堂高虎・加藤清正も譴責されている。ただし、高虎が蔚山救援に参加したとする他の史料的所見には接したことがない。

(38) 伊藤真昭・上田純一・原田正俊・秋宗康子編『相国寺蔵西笑和尚文案案目慶長二年至慶長十二年』(思文閣出版、二〇〇七年) 七一

(39) 前掲笠谷著書、拙稿 d 参照。

(40) 拙稿 a。

(41) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「近江水口加藤文書」

(42) この点については、後述の別稿で論じる予定である。

(43) 太田一吉に閲しては不明である。

(44) 『近江水口加藤文書』

(45) 前掲笠谷著書一八〇一九頁にはこれと同内容の写(国立公文書館内閣文庫蔵「古文書集」)が掲げられており、「宛所の部分が省略されているが、本文書は近江水口城主の加藤家に伝来していた」ということからして、秀吉から加藤嘉明に宛てて発給されたものと判断されている。史料 H(東京大学史料編纂所架蔵影写本)の宛所が示すように、同書の判断は的確であり、本稿も同書の解釈を参考にしている。なお、松澤克行「ケンブリッジ大学図書館所蔵「豊臣秀吉朱印状」」(山本博文編『東京大学史料編纂所研究成果報告2009-5 江戸幕府・朝廷・諸藩の編年史・編纂史料集の史料学的研究』東京大学史料編纂所、二〇一〇年)では、ケンブリッジ大学図書館所蔵の当該文書の写が紹介されており、史料 H にあたる東京大学史料編纂所架蔵影写本所収文書とともにその全文翻刻が掲載されている。

(46) 『近江水口加藤文書』

(47) 史料 I と同日付の嘉明宛長束正家・増田長盛・浅野長政・前田

玄以連署状も確認される（「近江水口加藤文書」）。この連署状は史料Hの内容を反復しつつ秀吉の上意を伝達しており、連署者は史料H本文の末尾に記載された面々と一致し、また書止文言は「恐々謹言」、宛所は「加藤左馬助殿」と史料Iよりも薄礼となつていて。こちらの方がより正式な副状であり、厚礼の史料Iは正家の私信であると思われる。なお、高木昭作「近世史料論の試み」（岩波講座日本通史別巻3）岩波書店、一九九五年）は江戸時代の老中奉書に関して、「薄礼化することによって、上意を伝達する文書であることへの注意を喚起したものといえるのではないか」と指摘している。

(48) 唐島の戦いに関する注進および秀吉による論功行賞については別稿執筆を期しており、嘉明の悪口をめぐる軍目付や参戦諸大名の対応も論じる予定である。

〔付記〕

本稿は、平成二二年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「朝鮮出兵における軍目付の機能および実態の研究」（課題番号二二五二〇六七八）による成果の一部である。

